

浜田市告示第 104 号

浜田市第 3 子以降保育所等給食費無償化事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 6 月 29 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市第3子以降保育所等給食費無償化事業補助金交付要綱の一部を
改正する告示

浜田市第3子以降保育所等給食費無償化事業補助金交付要綱（令和3年浜田市告示第72号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号及び様式第4号中「7,900円」を「8,100円」に改める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行し、改正後の浜田市第3子以降保育所等給食費無償化事業補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。